

取得可能な修士・博士の学位

＜北里大学大学院学則（抜粋）＞

（学位の授与）

第33条 修士課程及び博士課程を修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。

(1) 修士課程

薬学研究科	修士（薬科学）、修士（臨床統計学）又は修士（医薬開発学）
獣医学系研究科	修士（農学）
海洋生命科学研究科	修士（水産学）
看護学研究科	修士（看護学）
理学研究科	修士（理学）又は修士（生命科学）
医療系研究科	修士（医科学）又は修士（医療科学）
感染制御科学府	修士（感染制御科学）又は修士（生命科学）

(2) 博士課程

薬学研究科	{ 博士（薬学）又は博士（医療薬学） 博士（薬科学）、博士（臨床統計学）又は博士（医薬開発学）
獣医学系研究科	{ 博士（獣医学） 博士（農学）
海洋生命科学研究科	博士（水産学）
看護学研究科	博士（看護学）
理学研究科	博士（理学）又は博士（生命科学）
医療系研究科	博士（医学）又は博士（医科学）
感染制御科学府	博士（感染制御科学）又は博士（生命科学）